

多重債務やヤミ金で悩んでいませんか？

勇気を出して、まずは相談を！

岡崎市消費生活センター（市役所東庁舎3階） TEL 23-6459

多重債務とは、複数の貸金業者やクレジット会社などから返済能力を超えて借金をしている状態をいいます。多重債務の原因の一つとして、多くの貸金業者が利息制限法の上限金利(年 15~20%)と、従来の出資法の上限金利(年 29.2%)の隙間のグレーゾーン金利で貸し付けていたことが考えられます。

改正貸金業法の完全施行

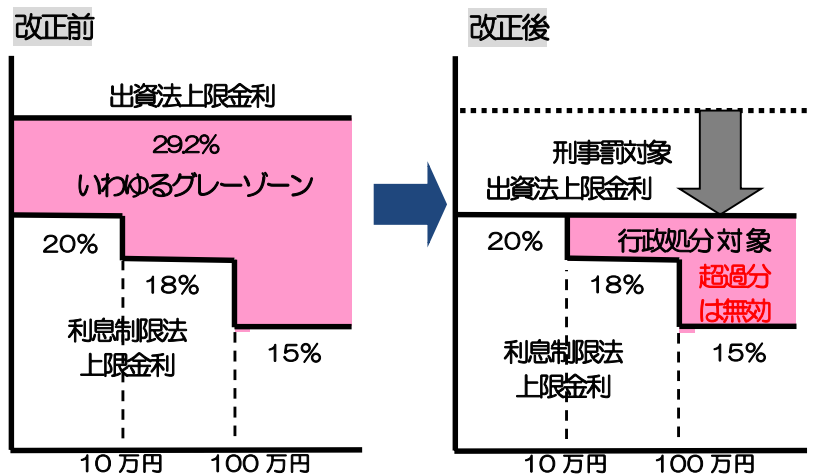
2010年に改正貸金業法が完全施行となり、利用者の皆さんが安心して借りられるように、主に以下の点が変わりました。

①総量規制

- 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなりました。
- 借入れの際に収入を証明する書類が必要になりました。

②上限金利の引下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引下げられました。過去にグレーゾーン金利で契約している場合、利息制限法の上限を超える金利分については無効になります。すでに利息を払っていても無効な部分を返してくれと、貸し手に主張することができます。



一刻も早く法律専門家（弁護士又は司法書士）の支援を得て解決策を検討しましょう！

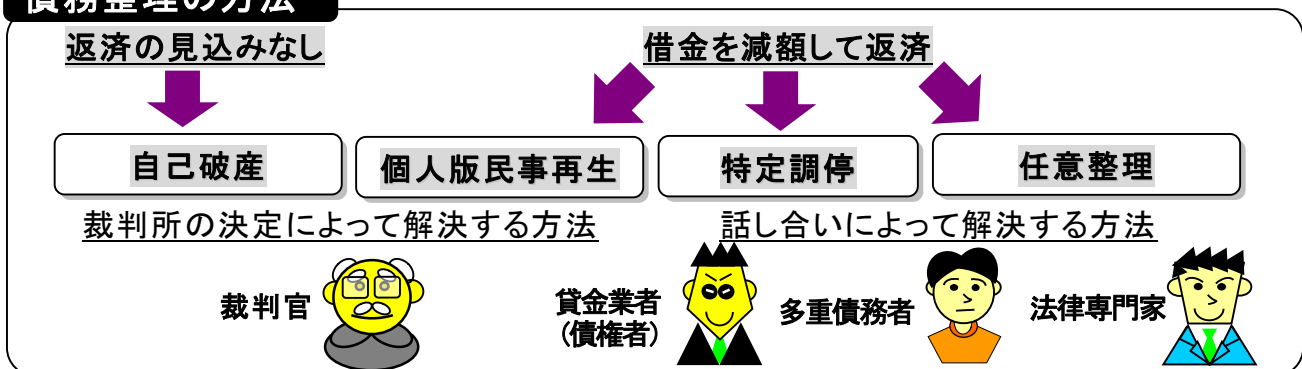
利息の引き直し計算

今まで返済してきた金利のうち、利息制限法の上限を超える額は元本を返済したとみなして、残りの額を計算することをいいます。「利息の引き直し計算」で、借金の残債務額が圧縮され、場合によっては、払い過ぎ（過払い）になっていることもあります。

取立を止めるには

- ◆ 債務整理を受任した法律専門家が、貸金業者にその旨を通知すれば取立は止まります。
- ◆ 特定調停や破産を申し立て、裁判所からの通知が貸金業者に届けば取立は止まります。

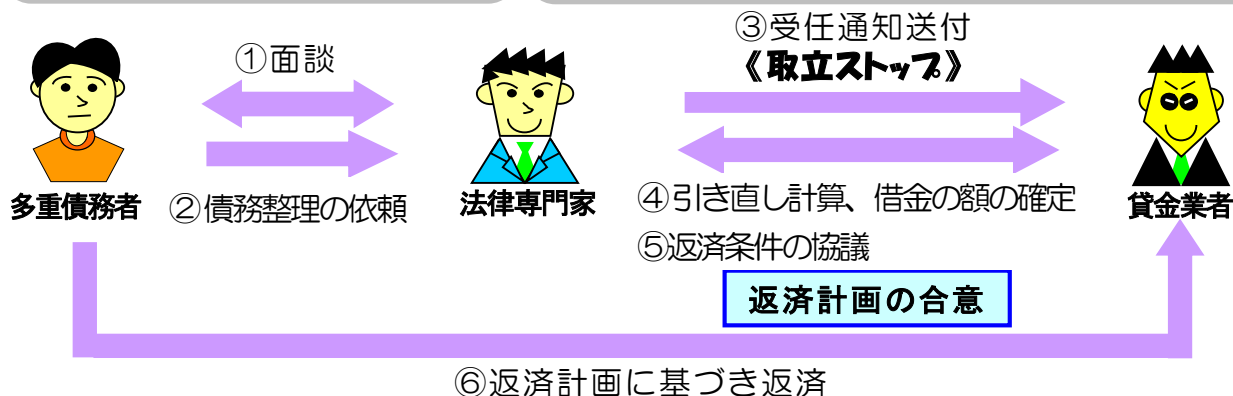
債務整理の方法



任意整理－裁判所を使わず、当事者の話し合いで返済方法を和解します－

- 借金総額が比較的少額の場合
- 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

期間 半年～1年程度
費用(一応の目安)貸金業1社あたり着手金3万円～4万円)+報酬金(交渉で減額した金額の何割)



主なメリット

- 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能
- 引き直し計算により、借金の額の減額が可能
- 受任通知により取立が止まる
(全ての手続に共通)

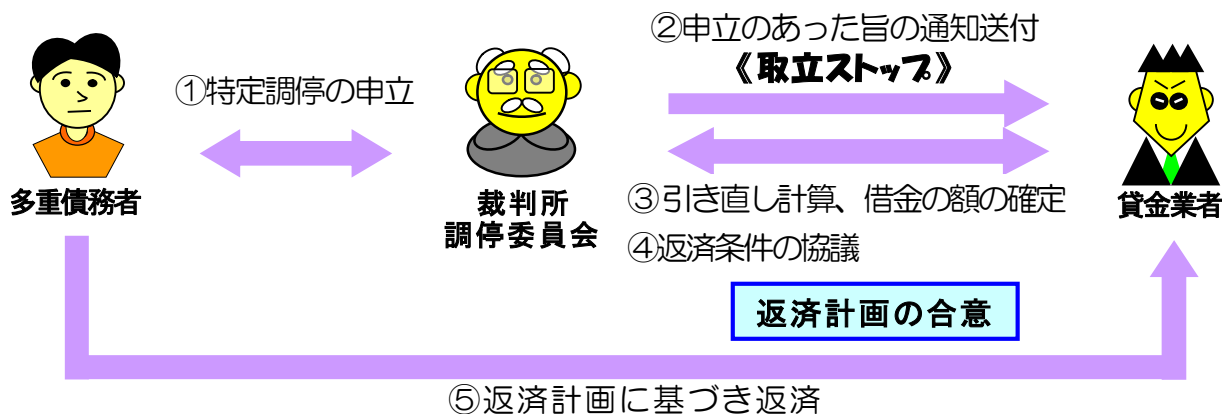
主なデメリット

- 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない
 - 事故情報に登録される恐れがある
(全ての手続に共通)
- ※事故情報とは、借金の返済が滞ったり整理した情報で、顧客の信用情報を集積する「個人信用情報機関」に登録される。他の業者はその情報をみてこの人にお金を貸すと返ってこないと判断すれば、お金を貸さないことになる。

特定調停－裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します－

- 借金をしている貸金業者の数が少ない場合
- 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合

期間 1～2ヶ月
費用(一応の目安) 数千円程度



主なメリット

- 裁判所に選任された調停委員が仲介するので公平な結論が期待できる
- 返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる
- 法律専門家を頼まずに出来るので、費用が安い

主なデメリット

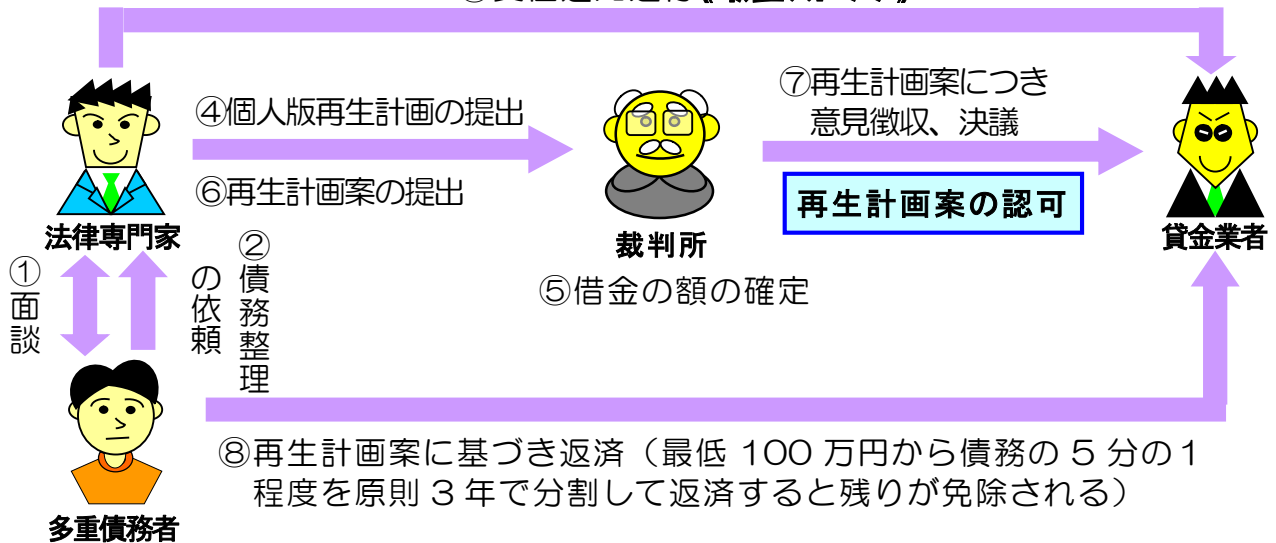
- 借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある
- 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差押えられる

個人版民事再生－裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します－

- 借金をしている貸金業者の数や額が多い場合
- 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合
- 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

期間 1年程度
費用(一応の目安)30万～
50万円程度(実費含む)

③受任通知送付《取立ストップ》



主なメリット

- 話し合いによる解決が難しい場合でも、債務整理可能
- 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能
- 給与の差押え等を止められる

主なデメリット

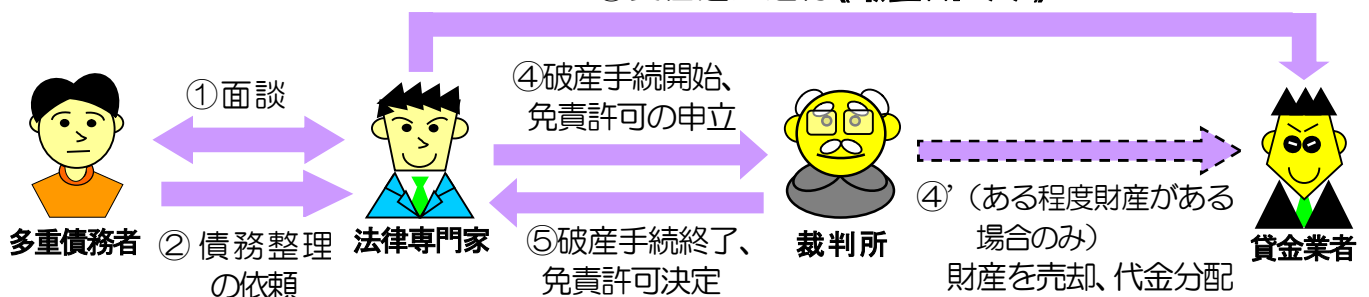
- 利用できる者(住宅ローンを除いた借金が5千万円以下であり、将来的に一定の収入が見込める)に制限がある
- 手続きが相対的に複雑なため費用と時間がかかる

自己破産－裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます－

- 返済の見込みがない場合

期間 2ヶ月～半年程度
費用(一応の目安)30万円程度(実費含む)

③受任通知送付《取立ストップ》



主なメリット

- 免責が許可されれば、早期に借金から解放される
- 給与の差押え等を止められる

主なデメリット

- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う
- 破産原因によっては免責されない場合がある
- 官報に氏名、住所が記載される
- 免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある